

法第 号

令和 年 月 日

|      |   |
|------|---|
| 納税地  |   |
| 法人名等 |   |
| 代表者名 | 殿 |

税務署長  
財務事務官



## 分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった分割等による移転売上金額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

### 記

| 申請の対象が連結子法人の場合 | 対象法人名等 |
|----------------|--------|
| 認定した<br>計算方法   |        |
| (処分の理由)        |        |

(注) この通知は、分割等による移転売上金額の計算方法を認定したものです。

また、その計算方法により算定した移転売上金額に基づいて、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第145号）による改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第37項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第31項若しくは第39条の39第30項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による売上金額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内（令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあっては、その開始の日以後6月以内）に提出する必要があります。

なお、分割等で経過期間（※1）内に行われたものに係る旧令適用法人（※2）の全てが「分割等による売上金額の区分に関する届出書」を提出した場合には、その分割等に係る旧令適用法人以外の法人はこの届出書を提出する必要はありません。

※1 経過期間とは、分割等に係る次のいずれか早い日からその分割等に係る次のいずれか遅い日の前日までの期間をいいます。

(1) 分割法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日（その分割法人等が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割法人等の事業年度開始の日）

(2) 分割承継法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日（その分割承継法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割承継法人等の事業年度開始の日）

※2 旧令適用法人とは、経過期間内に行われた分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等のうち、その分割等の日が令和5年4月1日前に開始した事業年度の期間内であるもの（その分割法人等又は分割承継法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合は、その分割等の日がその分割法人等又は分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日前に開始した事業年度終了の日に終了するその分割法人等又は分割承継法人等の事業年度の期間内であるもの）をいいます。

この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。

## 不服申立て等について

### 【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求することができます。

### 【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 不服申立て等について

### 【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求することができます。

### 【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

# 分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書

## 1 使用目的

「分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書」は、分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

## 2 記載要領

| 項目             | 内容   |
|----------------|--|
| 申請の対象が連結子法人の場合 | 対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。  |
| 認定した計算方法       | 通知の内容に応じて根拠条文及び認定した計算方法を記載する。  |
| 処分の理由          | 申請に係る事項の全部について申請のとおりに認定する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。  |
| 調査担当者          | 「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。<br>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。<br>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。  |
| 教示             | 処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）<br>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合<br>「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。<br>また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。<br>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合<br>「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。<br>また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 |

## 3 留意事項

### ○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。